

令和元年度

第1回江別市緑化推進審議会

日時 令和2年2月10日(月)
午後3時00分～
場所 江別市民会館31号室

次 第

1 開 会

2 生活環境部長あいさつ

3 会長あいさつ

4 議 事

(1) 報告事項

報告第1号 緑化関連事業の実施状況について

報告第2号 江別市保存樹木の指定解除について

報告第3号 環境緑地保護地区等内行為の通知(緑地整備・遊歩道整備・伐採、
樹木の伐採)について

5 その他

6 閉 会

「身につけよう 命のお守り 反射材」

～交通安全年間スローガン(全日本交通安全協会)より～

【配付資料】

- 資料1 緑化関連事業の実施状況について・・・・・・・・・・4ページ
- 資料2 江別市保存樹木の指定解除について・・・・・・・・5ページ～6ページ
- 資料3 環境緑地保護地区等内行為の通知について・・・・7～19ページ

■江別市緑化推進審議会委員名簿（第12期）

令和2年2月1日現在

□委員の任期（3年間）：平成30年8月1日～令和3年7月31日

区分	氏名	所属団体等	備考
学識経験者	コノ郷 サトシ敏	野幌森林愛護組合	
	コノ小 サカシ進 イチ一	酪農学園大学 名誉教授	
	マキノ牧 ノリ信	国立研究開発法人森林研究 ・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター北海道育種場	
	ミヤキ木 マサ美	酪農学園大学 地域環境保全学研究室 主宰	
市長が必要と認める者 (関係団体等)	ヒト谷 マ真 イ維	(一社)江別青年会議所	
	ヒラ平 シマ島 カズ子	江別市赤十字奉仕団	
	フジ藤 タ田 くみ子	江別市女性団体協議会	
	タニ谷 ホ保 カツ勝 オ男	江別市自治会連絡協議会	R1. 12. 13 より
市長が必要と認める者 (市民公募)	ホ保 サカ坂 みゆき		
	ヤギハシ八木橋 ヒロシ弘		
	計10人		

□委員定数：10人

□委員の任期：平成30年8月1日～令和3年7月31日（3年間）

	実施時期	事業名等	事業概要・目的等	事業実績等
緑化イベント	1	5月25日(土) 第44回市民植樹	緑豊かなまちづくりと市民の緑化に対する意識の高揚を図るため、市と関係機関・団体の共催により昭和47年から実施されている。	平成26年度からやすらぎ苑南側緑地で実施していた植栽計画が、平成29年度で完了したことから、平成30年度は旧町村農場で実施。令和元年度は飛鳥山公園で実施。エゾヤマツツジ・チシマザクラ・ヤマボウシ・サラサドウダンツツジ・アズキナシなど、17樹種、計50本、参加者121名。 (H30)5月26日(土)開催。12樹種、計51本、参加者94名。
	2	9月12日(木) 名木百選ウォッチング	江別市保存樹木に対する市民の理解及び緑化啓蒙推進のため平成7年から行われている。	見学箇所数8箇所(保存樹木8本)、参加者18名。 平成26年度より参加者アンケート実施。 (H30)胆振東部地震発生のため中止。
	3	9月23日(月・祝) 第17回石狩川流域300万本植樹inえべつ	平成5年開催の「石狩川サミット(48自治体参加)」において、水と緑の回廊づくりを申し合わせ、流域住民300万人の「一人一本」をコンセプトに実施。江別市では平成15年開始。平成26年度から札幌開発建設部との共催。	本数(当日312本、累計7,375本)、参加者102名。 (H30)9月29日(土)開催。(当日312本、累計7,063本) 参加者113名。
緑化事業	4	5月～6月 地域緑化事業	市民団体等が行う植樹に必要な苗木、資材等を提供し、緑を創出する。	希望のあった4団体にエゾヤマザクラ他計18本の苗木及び植樹用資材を提供。 (H30)31本。
	5	11月 保存樹木等治療	保存樹木等(107本)や保存樹林地(2箇所)の定期的な巡回により、樹木の健康診断を行い、必要に応じ治療・養生を行う。	湯川公園キリ、個人所有クリ計2本の治療を実施。 (H30)4本。
	6	4月～2月 花のある街並みづくり事業	昭和43年に制定された江別市民憲章の実践活動を担っている江別市民憲章推進協議会が進める「花のある街並みづくり運動」を支援し、快適な街並みづくりを推進するための補助を行う。	活動団体への花苗代・活動協力金の助成(100団体、71,598株)、花のある街並みづくり写真展開催、花のある街並みづくり講演会の開催。 (H30)100団体、74,038株。写真展・講演会開催。
その他	7	鉄道林保全関係	平成26年4月、JR北海道札幌保線所に赴き、江別市内の鉄道林について、緑の基本計画に基づき江別市のスタンスを説明、及び維持管理について要望。 JRからは「鉄道保安林としての重要性は変わっていない」との見解を得ている。	JR北海道より環境緑地保護地区(鉄道林)内行為の相談など 行為の相談 2件 行為の通知受理 0件 (H30)行為相談3件、行為通知受理3件。
	8	名木マップ関係	市民より「保存樹木等を見て回るための地図が欲しい」という要望が度々あったことを受け、webGISコンテンツ「江別市名木マップ」を作成し、平成28年2月から公開している。(資料1-2)	指定解除樹木を削除。



市民植樹



名木百選ウォッチング



石狩川流域300万本植樹



花のある街並みづくり事業(街路)

令和2年度 緑化関連事業の予定

	予定時期	事業名等	事業内容等	方向性等
緑化イベント	1	5月23日(土) 第45回市民植樹	野幌地区都市緑地で、エゾムラサキツツジ・チシマザクラ・ヤマボウシ・ヤマツツジなど14樹種計40本の植樹を予定。	緑の基本計画の目標に則り、植樹可能な公共施設を選定し実施する。令和2年度はニトリザクラ、ヤマボウシ、ヤマモミジ、ライラック等計18本の補植を予定。
	2	9月中旬 名木百選ウォッチング	保存樹木10本程度の見学を予定。	平成29年度から平日開催で実施。参加者アンケートを通じて、参加者の満足度向上を図る。
	3	9月下旬 第18回石狩川流域300万本植樹inえべつ	実行委員会で実施しており、事業費のうち苗木等は札幌開発建設部(江別河川事務所)で負担している。 312本程度(令和元年度と同程度)の植栽を予定。	これまで角山地区・石狩川左岸「対雁築堤」での植樹活動を行っており、令和2年度も昨年度植樹場所に隣接した上流部での植樹を予定。
緑化事業	4	5月～ 地域緑化事業	2月現在の令和2年度申込、自治会等4団体に対し、サクラ類26本の苗木、資材を提供予定。	病虫害に弱いサクラに偏らず多様な樹種の植栽を推奨、植樹方法の助言を行う。
	5	11月～ 保存樹木等治療	保存樹木1本の治療を予定。	老木が多く、ある程度劣化が避けられないほか、個人所有樹木は、土地売却や代替わりで減少傾向にあるため、新規指定候補について継続的に調査していく。
	6	4月～2月 花のある街並みづくり事業	花苗74,000株の斡旋を実施。市内の花壇や花植え活動を紹介するため、9月から11月にかけて「花のある街並みづくり写真展」を開催予定。2月上旬に講演会の開催を予定。	平成28年度から花のある街並みづくり写真展の対象を参加団体全てに拡大。引き続きアンケートを通じ事業のあり方を検討する。

報告第 2 号

江別市保存樹木の指定解除について

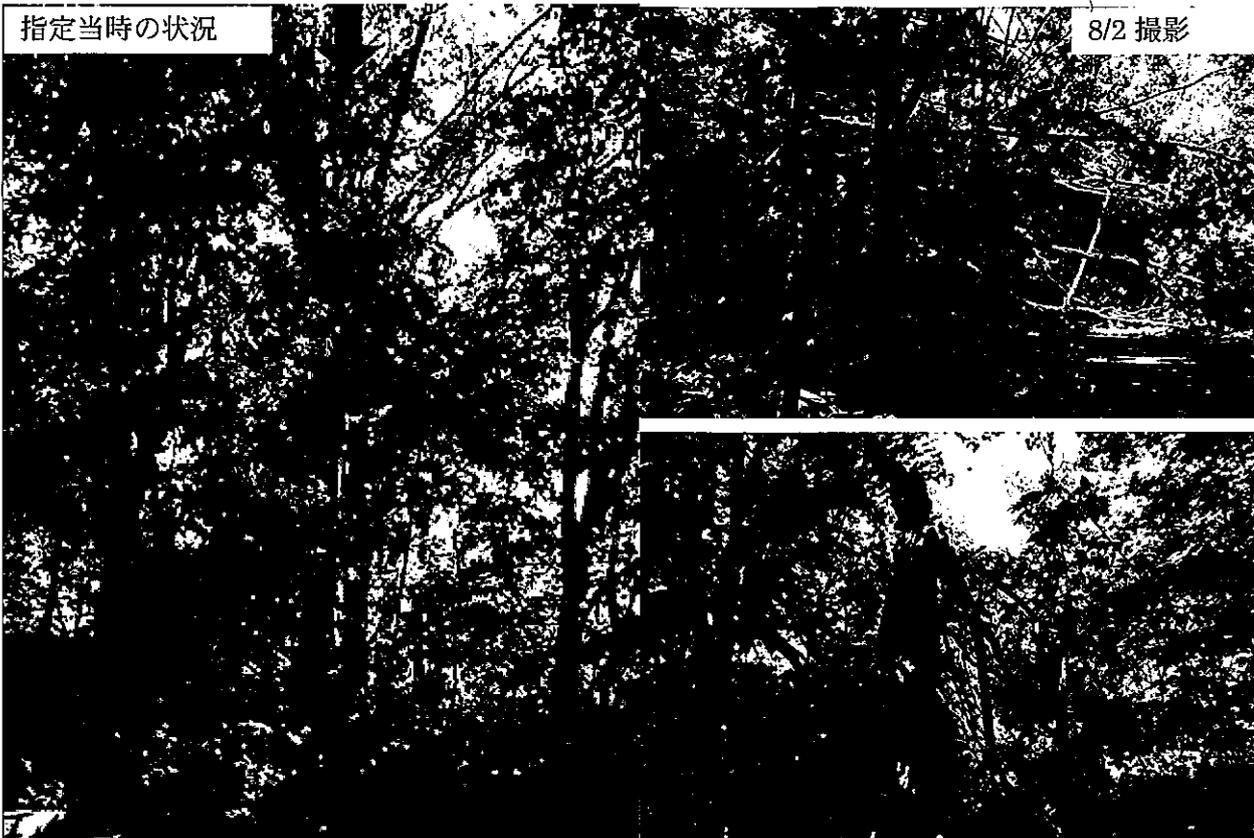
No	樹種 (所在地)	所有者	解除の状況	備考
49	ウダイカンバ (文京台緑町 [redacted])	[redacted]	令和元年 8 月 2 日、[redacted]より「夜間に倒木した」との連絡を受け、現地確認を実施したところ、ガン腫病剥皮部分の上、樹高 3 m ほどのところから主幹折損、倒木を確認したため、江別市緑化推進条例第 10 条第 1 項の規定に基づき保存樹木の指定を解除し、同条第 4 項の規定に基づき所有者に通知した。	指定 H6. 3. 28 保存 H18. 3. 8 解除 R1. 8. 7 (解除申請書提出あり)
74	カラマツ (大麻新町 [redacted])	[redacted]	令和元年 1 月 12 日付で、「当該保存樹木が存在する土地を売却するため。」として、保存樹木等指定解除申請書の提出を受け、状況確認したところ、「買主の土地利用に支障があるため、契約前に指定解除を求められた」とのこと。江別市緑化推進条例における保存義務は、所有者の財産権を制限してまで保全を求める趣旨ではないと解されるので、江別市緑化推進条例第 10 条第 3 項の規定に基づき保存樹木の指定を解除し、同条第 4 項の規定に基づき所有者に通知した。	指定 H6. 3. 28 保存 H18. 3. 8 解除 R1. 11. 28 (解除申請書提出あり)

※令和 2 年 2 月 1 日現在 保存樹木 90 本、指定樹木 17 本、計 107 本。

No. 49 ウダイカンバ 文京台緑町 569-44 酪農学園大学 (学校法人酪農学園所有)

指定当時の状況

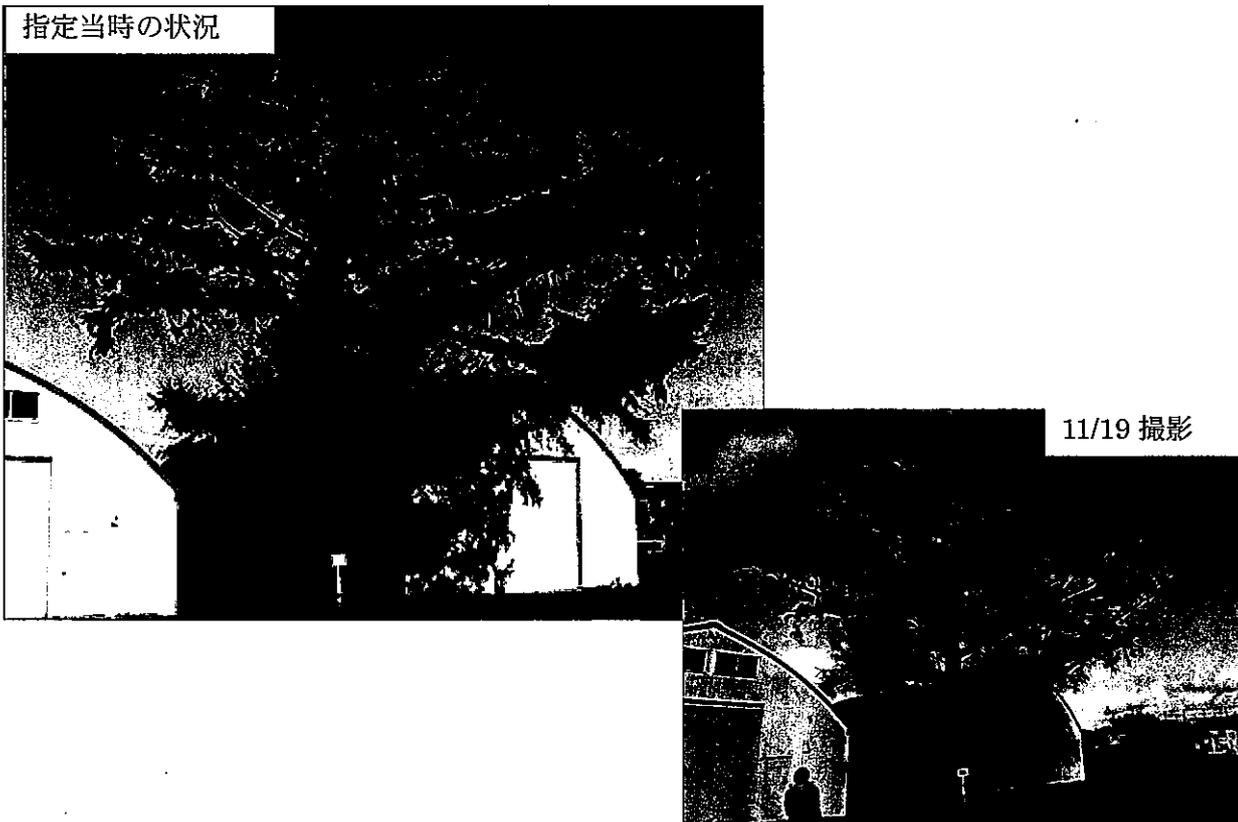
8/2 撮影



No. 74 カラマツ 大麻新町 26 日本甜菜製糖倉庫 (日本甜菜製糖(株)所有)

指定当時の状況

11/19 撮影



環境緑地保護地区等内行為の通知について

前回の審議会開催以降、環境緑地保護地区等内において、2件の行為の通知（木竹の伐採等）がありましたので、報告いたします。

1 行為の内容

(1) 野幌都市緑地整備（平成31年2月22日受理）

- ① 保護地区の名称 江別鉄道林（野幌1号林地）
- ② 行為の種類 緑地整備、遊歩道整備、伐採
- ③ 行為の目的 過密人工林の危険木を整理し、都市緑地として再生する
- ④ 施行面積 23,702㎡
- ⑤ 工事施行予定者 江別市長（街路整備課）

(2) 屯田兵村林治山事業（平成31年3月19日受理）

- ① 保護地区の名称 屯田兵村林
- ② 行為の種類 樹木の伐採
- ③ 行為の目的 平成30年9月5日台風21号による風倒木処理
- ④ 施行面積 61,000㎡
- ⑤ 工事施行予定者 江別市長（農業振興課）

2 行為通知書（写）

- (1) 野幌都市緑地整備（平成31年2月22日受理） 別紙1のとおり（資料抜粋）
- (2) 屯田兵村林治山事業（平成31年3月19日受理） 別紙2のとおり（資料抜粋）

3 関係法令 別紙3のとおり

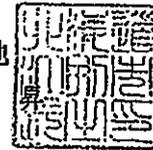
到達年月日	整理番号

環境緑地保護地区等内行為通知書

平成31年2月21日

江別市長 三好 昇 様

江別市高砂町6番地
江別市長 三好



北海道自然環境等保全条例第29条第1項の規定により環境緑地保護地区等内における行為について、次のとおり通知します。

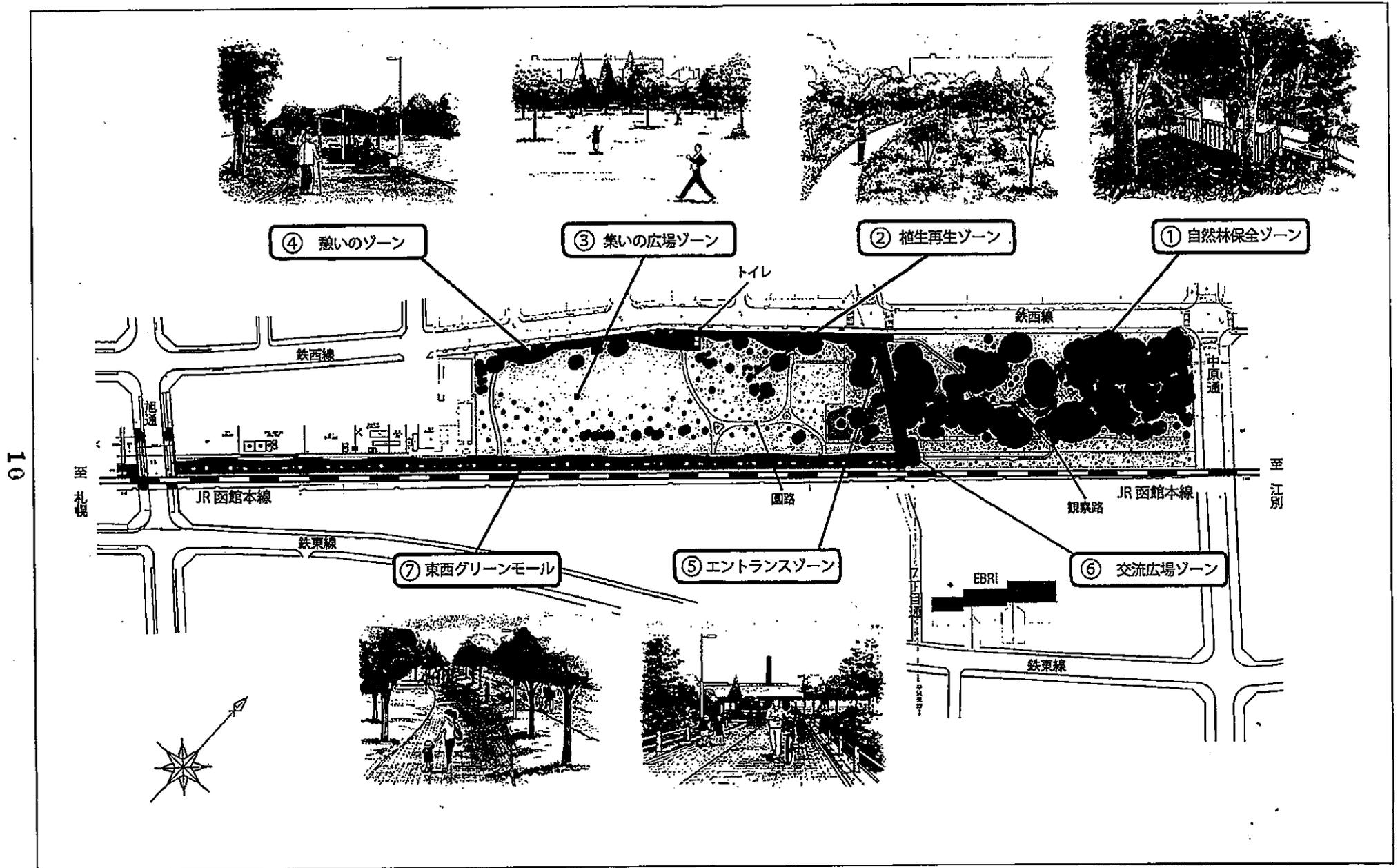
保護地区の名称		江別鉄道林(野幌1号林地)
行為の種類		緑地整備、遊歩道整備、伐採
行為の目的		過密人工林の危険木を整理し、都市緑地として再生する
行為地の地名、地番及び地目		江別市野幌町33-18、33-19、93-1、98地内 幸町43-3、44-5、45-1地内
行為地及びその付近の状況		別添「野幌地区都市緑地等整備基本設計」、「同両生類調査報告書」、「函館本線 連続立体交差事業外 環境調査」のとおり
施行計画の概要	施行面積	23,702㎡
	施行の方法	地区内造成整備等23,702m2(別添工事図面とおり)
	工事施行予定者の住所及び氏名	江別市高砂町6番地 江別市長 三好 昇
	関連工事の概要	地区内立木伐採及び補植
	関連工事の規模	立木伐採1,283本(立木一覧のとおり)
予定年月日	着手	平成31年 4月 日
	完了	平成32年 3月 日

備考

- 添付図面
 - 行為の位置を明らかにした縮尺2万5千分の1以上の地形図
 - 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の概況図及び天然色写真
 - 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
 - 行為終了後における行為地及びその付近の地形及び植生の復元計画を明らかにした縮尺千分の1以上の図面
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 氏名欄に署名した場合、押印を省略することができます。



都市緑地等整備計画図



野幌に市民憩いの緑空間を 都市緑地の 整備がスタート!

江別の顔づくり事業では、「野幌地区都市緑地等整備検討委員会」において策定した基本構想を基に、都市緑地やグリーンモールを整備します。

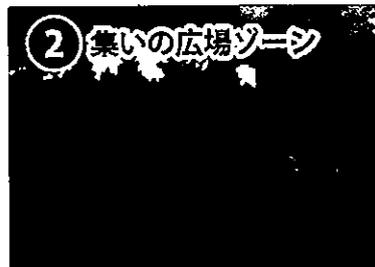
台風などで倒れる恐れのある危険木を伐採し、市街地の貴重な緑地を再生します。

【詳細】街路整備課 ☎ 381-1082



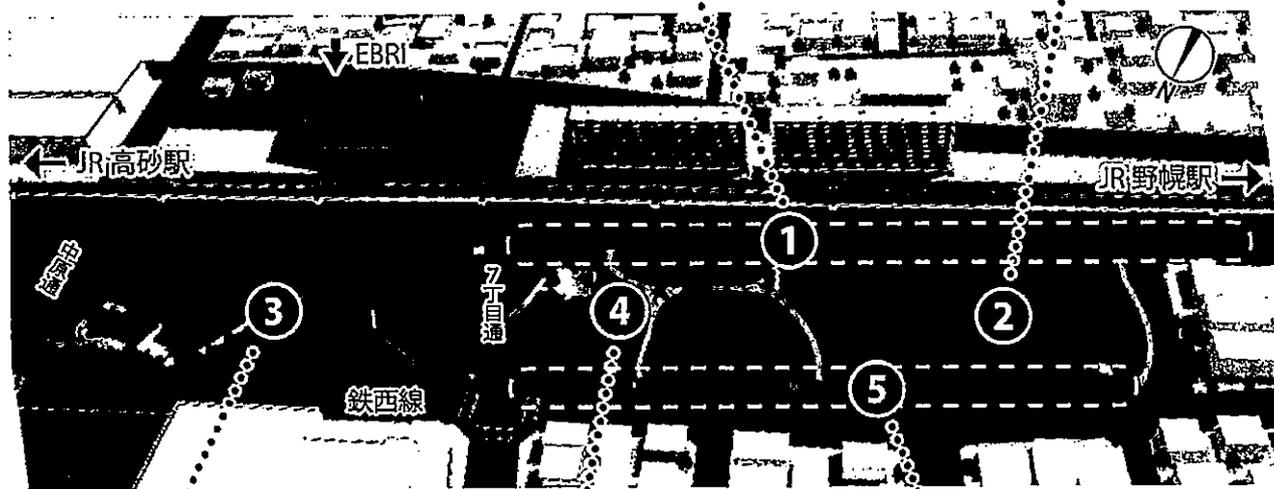
① 東西グリーンモール

野幌駅と都市緑地や商業施設などをつなぐ自転車・歩行者道を整備します。



② 集いの広場ゾーン

イベントや一時避難場所にも活用できる広場を整備します。



※各イラストはイメージです



③ 自然林保全ゾーン

一部の危険木などを伐採し、在来の自然林を保全。林の中には観察路を整備します。



④ 植生再生ゾーン

過密で危険な人工林を伐採し、江別在来の樹木を植えて自然林を再生。散策、観察用通路を整備します。



⑤ 憩いのゾーン

ベンチやトイレなどを設置して、休憩・語らいの場を整備します。

住宅の耐震化支援制度

【詳細】建築指導課 ☎ 381-1042



木造住宅の耐震改修を促進するため、2つの支援制度があります。
① 無料簡易耐震診断…現地調査は行わず、用意いただいた図面により診断します。

② 耐震診断費用・補強設計費用・耐震改修費用の補助…建築士などの専門家が行う診断・設計・改修の費用の一部を補助。住宅のリフォームに合わせて耐震改修などを行う際にはご活用ください。
※対象住宅や工事には条件があります。お問い合わせください。

空き家などの管理は適切に

【詳細】建築指導課 ☎ 381-1042



放置された空き家が倒壊したり、落雪や建材の飛散により他人に被害を与えた場合、空き家の所有者または管理者に対して賠償責任が問われることがあります。そのほか、立木・草木の繁茂などにより周辺の生活環境に悪影響を与えます。

空き家の管理責任は所有者などにあることから、空き家の所有者または管理者は、定期的な点検を行い、周囲に悪影響を及ぼさないよう、事前に修繕・改修、撤去など適切な管理をお願いします。

別記第5号様式

30環 第208号
平成31年2月26日

通知者 江別市長 三好 昇 様
(建設部街路整備課)

江別市長 三 好 昇

江別鉄道林環境緑地保護地区等内における行為の通知について

平成31年2月21日付けで通知のありましたことについては、2月22日
受理いたしました。

なお、事業の実施にあたりましては、次の事項について十分配慮されるよう
お願いいたします。

記

- 1 本件行為予定地内の池や水路に、ニホンザリガニ（絶滅危惧Ⅱ類）やエ
ゾサンショウウオ（北海道固有種）の生息が確認されていることから、そ
の生息環境の保全に努めてください。
- 2 工事中資材や行為で発生する残土、伐採材を適切に処理し、当該保護地
区への資質に極力影響の無いよう努めてください。

(生活環境部環境室環境課)

到達年月日	整理番号

環境緑地保護地区等内行為通知書

平成31年3月18日

江別市長 三好 昇 様

江別市高砂丁6番地

江別市長 三好 昇



北海道自然環境等保全条例第29条第1項の規定により環境緑地保護地区等内における行為について、次のとおり通知します。

保護地区の名称		屯田兵村林
行為の種類		樹木の伐採
行為の目的		平成30年9月5日台風21号による風倒木処理
行為地の地名、地番及び地目		江別市元野幌702-1、704-1、706番地内
行為地及びその付近の状況		江別市元野幌に位置する樹林帯で、ドイツウヒ、カラマツ、トドマツを主要樹種として構成される高齢級針葉樹林帯
施行計画の概要	施行面積	6.10ha(環緑指定S47.3.1 12.0ha)
	施行の方法	治山事業(森林法第10条の15第4項第4号)により実施
	工事施行予定者の住所及び氏名	石狩振興局(林務課)発注の入札(H31.4.21予定)により決定
	関連工事の概要	伐採樹木の搬出(江別市農業振興課)
	関連工事の規模	搬出樹木500本程度
予定年月日	着手	平成31年 4月22日
	完了	平成31年10月31日

備考

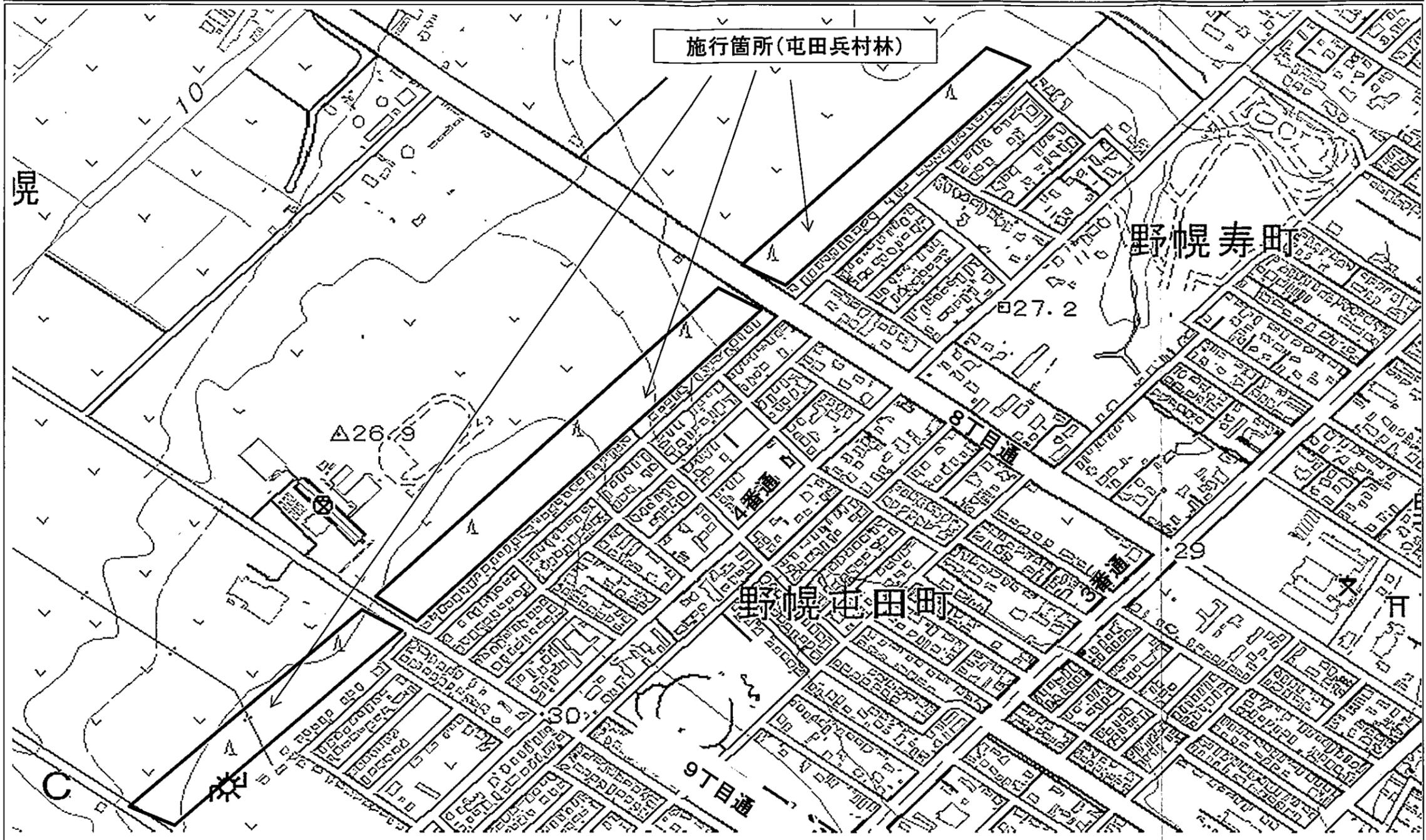
1 添付図面

- (1) 行為の位置を明らかにした縮尺2万5千分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における行為地及びその付近の地形及び植生の復元計画を明らかにした縮尺千分の1以上の図面

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

3 氏名欄に署名した場合、押印を省略することができます。





Aブロック 寿町 風倒木被害の状況



- ・カラマツを中心に江別市街側の被害が顕著に発生しています。

- ・また、かかり木や幹割れなどの状態で生立している被害木も点在しています。

- ・大径木（直径が40cmを超える）や周辺の倒木を受けての二次的な被災木（ドミノ倒しの様相）が散見されます。

Bブロック 屯田町：風倒木被害の状況



- カラマツを中心に被害が顕著に発生しています。
- Aブロック同様、かかり木や幹割れなどの状態で生立している被害木も点在しています。
- 大径木（直径が40cmを超える）や周辺の倒木を受けての二次的な被災木（ドミノ倒しの様相）が散見されます。
- トドマツやヨーロッパアカマツ、ヨーロッパトウヒ等の群生整備箇所の被害も顕著で、部分的な被害面積が大きく発生もしています。

Cブロック 美幸町 風倒木被害の状況



・トドマツを中心に被害が顕著に発生していますが、A・Bブロックに比較し被害が散発となっています。

・A・Bブロック同様、かかり木や幹割れなどの状態で生立している被害木も点在しています。

・大径木（直径が40cmを超える）トドマツ、カラマツにあっては、腐朽の度合いも顕著に進行し、危険木となる可能性があります。



別記第5号様式

30環 第247号
平成31年3月27日

通知者 江別市長 三好 昇 様
(経済部農業振興課)

江別市長 三 好 昇

屯田兵村道林環境緑地保護地区等内における行為の通知について

平成31年3月18日付けで通知のありましたことについては、3月19日
受理いたしました。

なお、事業の実施にあたりましては、次の事項について十分配慮されるよう
お願いいたします。

記

- 1 本件行為予定地内（別添資料参照）に、タチハコベ（絶滅危惧Ⅱ類）や
オオハンゴンソウ（特定外来種）の植生が確認されていることから、希少
種の保全及び外来種の防除に努めてください。
- 2 工事用資材や行為で発生する残土、伐採材を適切に処理し、当該保護地
区への資質に極力影響の無いよう努めてください。

(生活環境部環境室環境課)

北海道自然環境等保全条例（関係部分抜粋）

（国等に関する特例）

第21条（略）

2（略）

3 知事は、第19条第1項の規定による届出の例による通知があった場合において、道自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、自然環境の保全のためにとるべき措置について協議を求めるものとする。

（環境緑地保護地区等における行為の届出）

第25条 環境緑地保護地区等の区域内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第1号から第3号までに掲げる行為で森林法第34条第2項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者は、この限りでない。

(1) その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

(3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

(4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

(5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

(6) 規則で定める木竹の伐採を行うこと。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該環境緑地保護地区等の指定の目的を達成するために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があった日から起算して30日以内に限り、当該環境緑地保護地区等の指定の目的を達成するために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

3～6（略）

（国等に関する特例）

第29条 国の機関等は、第25条第1項又は前条第1項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

2 第21条第3項の規定は、前項の通知があった場合について準用する。